

青少年を取り巻く 環境実態調査結果

(令和3年度版)

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

目 次

第1 青少年を取り巻く環境実態調査の概要	1
1 実施目的	
2 実施期間	
3 実施地域	
4 実施対象	
5 実施体制	
6 調査項目	
7 総括	
第2 青少年を取り巻く環境実態調査結果	3
1 図書類取扱業者（書店，DVD販売・レンタル店）	3
(1) 調査実施店舗数（地域別）	
(2) 営業形態	
(3) 有害図書類の取扱状況	
イ 有害図書類を取り扱っている店舗の割合	
ロ 有害図書類の種別	
(4) 規制に沿った対応の状況	
イ 有害図書類の区分陳列・販売等禁止表示の状況	
ロ 有害図書類の販売等における年齢確認	
2 遊技場（インターネットカフェ，マンガ喫茶，カラオケボックス，ボウリング場）	6
(1) 調査実施店舗数（地域別）	
(2) 営業形態	
(3) 会員制を採用している店舗	
(4) 年齢の確認	
(5) 規制に沿った対応の状況	
イ 深夜入場の禁止・深夜入場禁止にかかる表示	
ロ 有害図書類取扱いの有無	
ハ インターネット利用にかかる青少年有害情報の対策状況	
(6) 飲酒・喫煙防止対策の状況	

資料 ----- 10

- 1 図書類取扱業者に関する義務等について
- 2 遊技場に関する義務等について
- 3 市町村別調査対象店舗集計表

第1 青少年を取り巻く環境実態調査の概要

1 実施目的

青少年を犯罪や有害環境から守るための取組として、宮城県内全域において青少年を取り巻く有害な環境を調査し、青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の周知徹底と関係業界に対する助言指導を行い、青少年の健全育成を図ることを目的としています。

2 実施期間

令和3年4月1日から令和3年12月28日までの間

3 実施地域

宮城県内全域

4 実施対象

- (1) 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）
- (2) 遊技場（インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス、ボウリング場）

5 実施体制

条例に基づき、知事の指定を受けた立入調査員（2名1組）で実施しました。

6 調査項目

- (1) 図書類取扱業者
 - 営業形態
 - 有害図書類の取扱状況
 - 有害図書類の区分陳列
 - 有害図書類販売等禁止の表示
 - 有害図書類の販売等における年齢確認
- (2) 遊技場
 - 営業形態
 - 会員制を採用している店舗
 - 遊技場利用における年齢確認
 - 深夜入場の禁止・深夜入場禁止にかかる表示
 - 有害図書類取扱いの有無
 - インターネット利用にかかる青少年有害情報対策
 - 飲酒・喫煙防止対策の状況

7 総括

本調査は、前回（令和2年度）まで隔年で実施していましたが、令和3年度より実施方法を変更し、毎年調査対象の約半数を調査することとしました。

なお、通常、深夜営業する遊技場については、新型コロナウイルス感染症対策として営業時間が短縮されていることから、今年度は、調査対象の3割程度を調査することとしました。

そのため、調査対象店舗数は、前回と比較すると、図書類取扱業者、遊技場とも減少しました。

今回の調査においては、図書類取扱業者では、前回調査時より有害図書類の販売等を行っている店舗の割合が前回調査時より減少するとともに、販売等禁止の表示が十分にされている店舗の割合が増加しました。

一方で、遊技場では、前回調査時より青少年の深夜入場禁止にかかる表示をしていない店舗の割合が増加しました。

各業界の店舗で、概ね条例に沿った対応がなされていましたが、十分でなかった店舗については、条例の趣旨や規制状況等の説明や指導を行い改善を求めています。

第2 青少年を取り巻く環境実態調査結果

【調査実施店舗数等】

区 分	令和2年度	令和3年度
図 書 類 取 扱 業 者	186店舗	123店舗
遊 技 場	95店舗	31店舗
合 計	281箇所	154箇所

1 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）

(1) 調査実施店舗数（地域別）

地 域	調査実施店舗数	
	令和2年度	令和3年度
仙 台 市 内	80	60
広 域 仙 南 圏	14	9
広域仙台都市圏（仙台市除く）	35	19
広 域 大 崎 圏	23	15
広 域 栗 原 圏	5	3
広 域 登 米 圏	5	4
広 域 石 巻 圏	18	10
広域気仙沼・本吉圏	6	3
合 計	186	123

(2) 営業形態

書店等のチェーン店の中には、セルフレジを導入し、非対面による販売・レンタル等を行っている店舗もありました。

	書 店	DVD 販売・レンタル店
令和2年度	140	46
令和3年度	96	27

※ 書籍・DVDの両方を取扱う店舗については主たるもので計上。単位：店舗数

(3) 有害図書類の取扱状況

イ 有害図書類を取り扱っている店舗の割合

青少年有害図書類を取り扱っている店舗は、調査した123店舗のうち77店舗となっています。

	取扱い有り	取扱い無し	取扱店舗の割合
令和2年度	122	64	約65.6%
令和3年度	77	46	約62.6%

※ 単位：店舗数

ロ 有害図書類の種別

有害図書類取扱店舗（77店舗）のうち、雑誌・書籍とDVD等の取扱状況では、雑誌・書籍の取扱がDVD等を僅かに上回りました。

雑誌・書籍	DVD等
51	47

※ 単位：店舗数。一店舗につき複数計上有り

(4) 規制に沿った対応の状況

イ 有害図書類の区分陳列・販売等禁止表示の状況

有害図書類取扱店舗（77店舗）のうち、条例に規定する方法による区分陳列が十分にされている店舗は65店舗（約84.4%）で、販売等禁止の表示が十分にされている店舗は72店舗（約93.5%）でした。

なお、条例に沿った対応が十分ではなかった店舗については、区分陳列の方法などを説明し、改善を求めています。

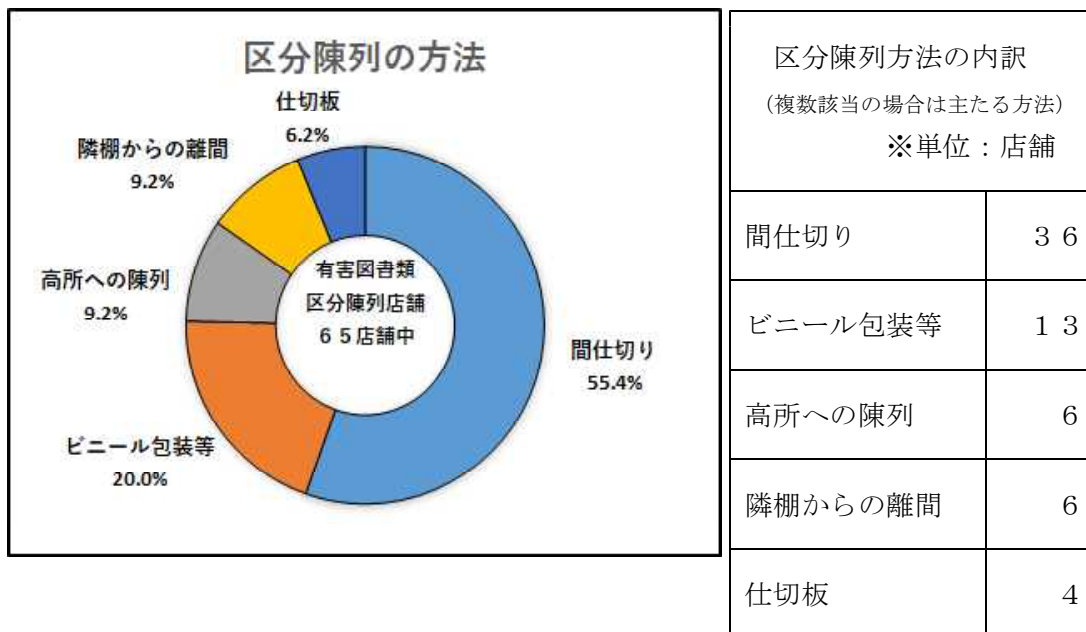
表示等 年度別	区分陳列			販売等禁止の十分な表示		
	有	無	有の割合	有	無	有の割合
令和2年度	103	19	約84.4%	107	15	約87.7%
令和3年度	65	12	約84.4%	72	5	約93.5%

※ 単位：店舗数

(イ) 区分陳列の方法

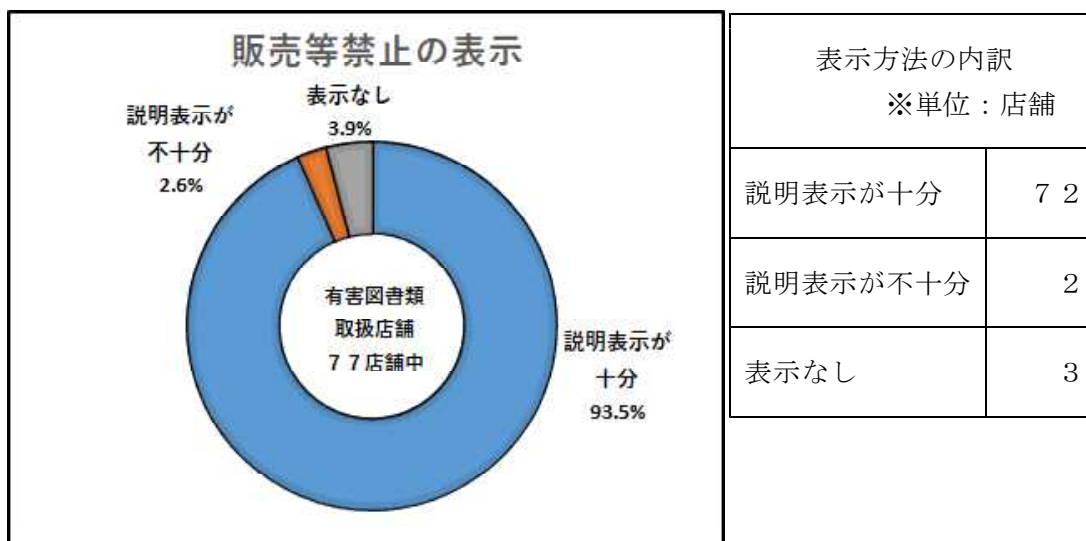
有害図書類を取り扱い、区分陳列をしている65店舗では、間仕切りの方法により区分陳列をしている店舗が最も多く、間仕切りをした上でビニール包装をするなど、複数の方法により区分陳列している店舗もありました。

成人向けDVD等の有害図書類は、間仕切りにより、レディースコミックなどの有害図書類は、仕切板やビニール包装により区分される傾向がありました。



(ロ) 販売等禁止の表示

有害図書類の陳列場所には、「青少年への販売や閲覧等が禁止されている。」旨の説明を表示しなければなりません。有害図書類を取り扱っている77店舗中、2店舗は説明を表示した場所があるものの説明表示がない場所に陳列するなど表示が不十分であり、3店舗は店舗内に説明表示がありませんでした。



ロ 有害図書類の販売等における年齢確認

有害図書類の販売や貸出し、閲覧時において、青少年と思われる場合の年齢確認を実施していたのは、有害図書類取扱店舗77店舗中、76店舗でした。

年齢確認に際しては、県では、青少年のみならず、一見して青年（20歳前後）の場合にも自動車運転免許証等の公的証明書の提示を受けて確認するよう指導しています。

なお、条例に沿った対応が十分ではなかった店舗については、指導を行い、改善を求めています。

2 遊技場（インターネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス、ボウリング場）

(1) 調査実施店舗数（地域別）

地 域 別	調査実施店舗数	
	令和2年度	令和3年度
仙 台 市 内	52	17
広 域 仙 南 圏	8	2
広域仙台都市圏（仙台市除く）	14	4
広 域 大 崎 圏	7	0
広 域 栗 原 圏	1	0
広 域 登 米 圏	2	0
広 域 石 巻 圏	7	6
広域気仙沼・本吉圏	4	2
合 計	95	31

(2) 営業形態

インターネットカフェ・マンガ喫茶では、ダーツやビリヤード、カラオケボックス等と複合した形態が数多く見られました。

カラオケボックス1店舗、ボウリング場2店舗は、深夜帯（午後11時以降）の営業をしていませんでした。

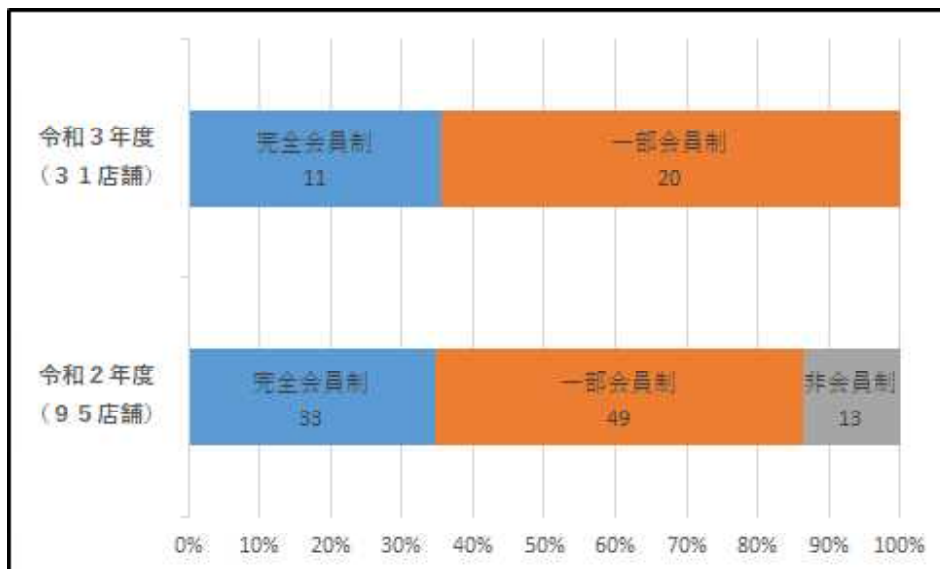
インターネットカフェ ・マンガ喫茶	カラオケボックス	ボウリング場
11	15	5

※ カラオケボックスについては、店舗として独立したものを計上
単位：店舗数

(3) 会員制を採用している店舗

今回調査した店舗では、全ての店舗で会員制を採用していました。

なお、会員制を採用している店舗であっても、会員以外の方も利用できる形で営業しているところがあります。



※単位：店舗数

(4) 年齢の確認

深夜帯に営業している全ての店舗で利用者の年齢を確認していました。

年齢確認に際しては、県では、青少年のみならず、一見して青年（20歳前後）の場合にも自動車運転免許証等の公的証明書の提示を受けて確認するよう指導しています。

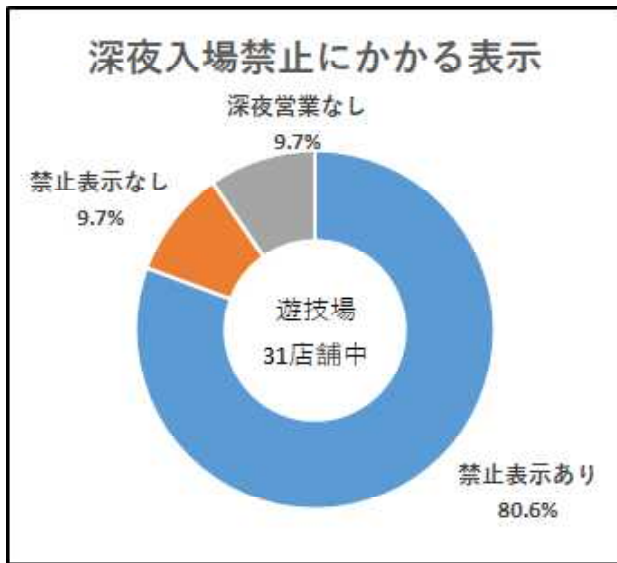
また、成人と青少年が混在するグループの場合にも、全ての利用者の年齢確認を行うよう指導しています。

(5) 規制に沿った対応の状況

イ 深夜入場の禁止・深夜入場禁止にかかる表示

遊技場31店舗のうち、28店舗が深夜帯の営業をしていました。

深夜帯に営業をしている店舗のうち3店舗が深夜入場禁止の表示がなく、表示があっても見えにくいなど不十分な店舗が散見されたので、改善を求めています。



表示方法の内訳 ※単位：店舗数	
禁止表示あり	25
禁止表示なし	3
深夜帯の営業なし	3

ロ 有害図書類取扱いの有無

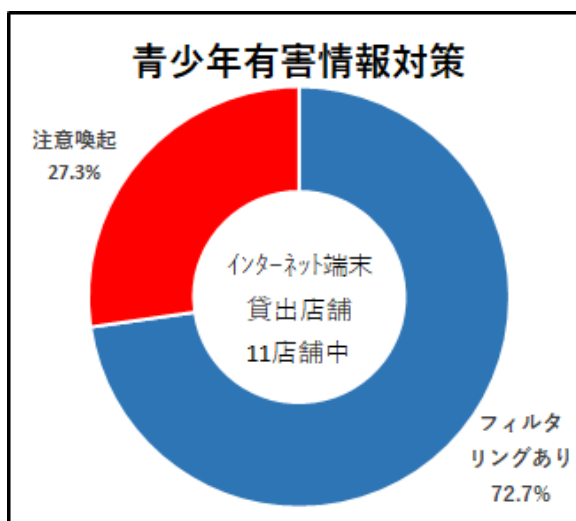
調査した31店舗では、有害図書類の取扱いはありませんでした。

成年コミック等の表示がなくても、有害図書類に該当する図書類があることから、図書類の内容を確認して陳列するよう指導しています。

ハ インターネット利用にかかる青少年有害情報の対策状況

インターネット端末の貸出しを実施している店舗は、遊技場31店舗中11店舗（35.5%）であり、うち8店舗（約72.7%）で、青少年に貸し出す端末にフィルタリングソフトウェアによる対策を実施していました。

また、その他の対策として、サービス提供時における注意喚起の実施、従業員による巡回等を講じている店舗がありました。



青少年有害情報対策の内訳 ※単位：店舗数	
フィルタリングあり	8
その他の対策あり	3

※ 単位：店舗数

(6) 飲酒・喫煙防止対策の状況

全ての店舗において、未成年による飲酒・喫煙防止対策が講じられていました。

対策の例としては、灰皿を各個室に常設せず、またドリンクバーコーナーに酒類を陳列しないなど対面提供に努めているほか、成人と未成年の混合グループには未成年の飲酒・喫煙防止へ向けた誓約書の提出を義務づけている店舗もありました。

資 料

- 1 図書類取扱業者に関する義務等について
- 2 遊技場に関する義務等について
- 3 市町村別調査対象店舗集計表

1 図書類取扱業者に関する義務等について【青少年健全育成条例】

(1) 有害図書類とは

図書類（書籍，雑誌，コミック，DVD等）の内容が，青少年の健全な育成を阻害すると認められるものであり，下記の2種類があります。

有害図書類は，青少年に販売等が禁止されているほか，他の図書類と区分して陳列しなければなりません。

《 個別指定の有害図書類 》

図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し，甚だしく残忍性を有し，又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し，青少年の健全な育成を阻害すると認められるものとして，知事が有害図書類として個別に指定するもの。

《 包括指定の有害図書類 》

(1) 書籍又は雑誌

全裸，半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で，規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。）が，その総ページの5分の1以上を占めるもの。

(2) CD-ROM，ビデオテープ，DVD等の映像等記録媒体

（音声のみが記録されているものを除く。）

イ 全裸，半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写の時間が連続して3分を超えるもの。

ロ 知事指定団体が内容を審査して「成人向け」としたもの。

【知事指定団体】

(イ) 日本ビデオ倫理協会

(ロ) 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構

(ハ) 一般社団法人日本映像倫理審査機構

(ニ) コンテンツ・ソフト協同組合

(ホ) 一般社団法人日本コンテンツ審査センター

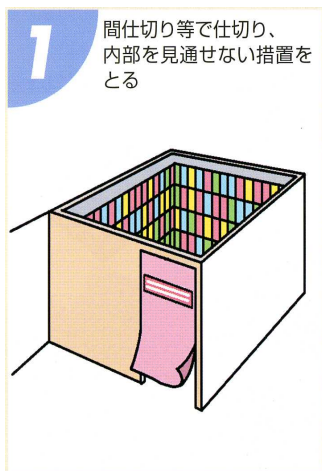
(2) 有害図書類の指定及び販売等の禁止（条例第18条第1項～第3項）

図書類取扱業者は，有害な図書類として個別指定又は包括指定となった図書類を，青少年に販売したり，貸したり，見せたり，聞かせたりしてはいけません。

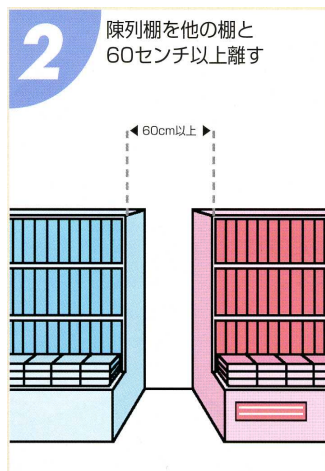
(3) 有害図書類の陳列方法の規制（条例第18条第4項）

図書類取扱業者は，有害図書類を陳列しようとするときは，規則で定めるところにより，有害図書類を他の図書類の陳列場所と区分し，有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければなりません。

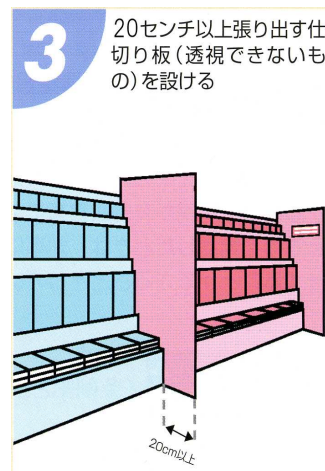
※ 有害図書類の区分陳列方法（条例施行規則第4条）



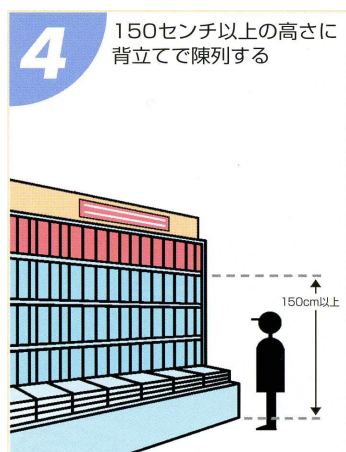
営業場所に、間仕切り等の設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に陳列



有害図書類以外の物を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた陳列棚にまとめて陳列



陳列棚の棚版の前面から20センチメートル以上張り出した仕切版を設け、当該仕切版と当該仕切版の間にまとめて陳列



床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみ見えるようにして、まとめて陳列



1～4までの方法により陳列することが困難な場合には、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列

(4) 有害図書類の指定状況（個別指定）等について

年度	指 定 冊 数
S 6 0	5 6 2
S 6 1	2 3 3
S 6 2	3 0 0
S 6 3	3 0 7
H元	3 2 7
H 2	5 4 3
H 3	3 4 2
H 4	3 7 5
H 5	3 6 7
H 6	3 2 9
H 7	3 1 8
H 8	1 8 4
H 9	1 7 4
H 1 0	1 2 4
H 1 1	1 4 0
H 1 2	1 7 4
H 1 3	1 7 2
H 1 4	1 9 6
H 1 5	1 9 3
H 1 6	1 7 8
H 1 7	1 6 9
H 1 8	1 6 8
H 1 9	1 3 5
H 2 0	7 7
H 2 1	1 2 5
H 2 2	1 7 5
H 2 3	1 4 7
H 2 4	1 8 4
H 2 5	9 3
H 2 6	5 3
H 2 7	9 0
H 2 8	3 1
H 2 9	3 2
H 3 0	3 7
R元	3 8
R 2	4 1
R 3 (1月末)	3 0

※ 平成2年ころから、ポルノコミックが出回り、大きな社会問題となったことから、県ではポルノコミック誌を重点的に指定したため、指定冊数が増加しました。

※ 平成8年7月に施行された改正条例により、包括指定の基準が引き上げられ、総ページ数の5分の1以上有害な部分があるものは、知事が個別指定するまでもなく、包括的に有害図書となったため、個別指定が減少しました。

※ 平成18年以降は、価格1,000円未満のDVD付き雑誌が多数販売され、内容も一段と過激になってきています。

また、平成19年11月以降、著しく自殺又は犯罪を誘発し、又は甚だしく残忍性を有すると認められる書籍等を有害指定し、青少年への販売を規制しました。

※ 近年、「レディースコミック」や「ボーイズラブ」と呼ばれるコミック誌が書店等で多く陳列されるようになりましたが、それらの中には著しく性的感情を刺激する描写が掲載されているものが見受けられます。

※ 青少年の有害情報を取り巻く環境が書店等からインターネット空間にシフトしている現状を踏まえ、有害図書類の指定からインターネット安全利用講座等の啓発活動に重点をおいて対策を行っています。

これに伴い、これまで毎月実施していた有害図書類の指定を、平成27年度は2ヶ月ごと指定し、平成28年度は3ヶ月ごと指定することとなったので指定数が減少しています。

2 遊技場に関する義務等について【青少年健全育成条例】

(1) 遊技場とは

次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所をいいます。

- イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業（カラオケボックス）
- ロ 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業（ゲーム機設置店）
- ハ 設備を設けて、客にボウリング、玉突き又はダーツを行わせる営業（ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場）
- ニ 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業（インターネットカフェ）
- ホ 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業（マンガ喫茶）

(2) 深夜入場の禁止について（条例第30条第1項）

遊技場を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後11時から翌日の午前4時までの間、その営業に係る遊技場に、青少年を入場させてはなりません。

また、条例第36条では、保護者に対して、特別な事情がある場合のほか、午後11時から午前4時までの間青少年を外出させないように努めなければならない旨規定がなされています。

(3) 深夜入場の禁止表示について（条例第30条第2項）

遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければなりません。

3 市町村別調査実施店舗集計表

地域別		対象店舗 計数	図書取扱業者			遊技場			
県・仙台市	市区町村		書店	DVD販売・レンタル店	小計	インターネットカフェ・マンガ喫茶	カラオケボックス	ボウリング場	小計
仙台市内	青葉区	25	18	0	18	2	5	0	7
	宮城野区	12	6	3	9	2	0	1	3
	若林区	7	4	2	6	1	0	0	1
	太白区	10	9	0	9	0	0	1	1
	泉区	23	14	4	18	2	3	0	5
	小計	77	51	9	60	7	8	2	17
広域仙南圏	白石市	0	0	0	0	0	0	0	0
	角田市	3	1	1	2	0	1	0	1
	蔵王町	0	0	0	0	0	0	0	0
	七ヶ宿町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大河原町	4	2	1	3	1	0	0	1
	村田町	1	1	0	1	0	0	0	0
	柴田町	2	2	0	2	0	0	0	0
	川崎町	1	1	0	1	0	0	0	0
	丸森町	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	7	2	9	1	1	0	2
広域仙台都市圏 (仙台市除く)	塩釜市	2	2	0	2	0	0	0	0
	名取市	2	1	1	2	0	0	0	0
	多賀城市	6	5	0	5	1	0	0	1
	岩沼市	3	2	1	3	0	0	0	0
	富谷市	5	2	1	3	0	1	1	2
	亘理町	2	1	1	2	0	0	0	0
	山元町	0	0	0	0	0	0	0	0
	松島町	2	2	0	2	0	0	0	0
	七ヶ浜町	0	0	0	0	0	0	0	0
	利府町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大和町	1	0	0	0	0	1	0	1
	大郷町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大衡村	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	23	15	4	19	1	2	1	4
広域大崎圏	大崎市	8	7	1	8	0	0	0	0
	色麻町	0	0	0	0	0	0	0	0
	加美町	3	2	1	3	0	0	0	0
	涌谷町	3	1	2	3	0	0	0	0
	美里町	1	1	0	1	0	0	0	0
	小計	15	11	4	15	0	0	0	0
広域栗原圏	栗原市	3	2	1	3	0	0	0	0
広域登米圏	登米市	4	1	3	4	0	0	0	0
広域石巻圏	石巻市	10	3	2	5	1	3	1	5
	東松島市	4	2	1	3	0	1	0	1
	女川町	2	2	0	2	0	0	0	0
	小計	16	7	3	10	1	4	1	6
広域気仙沼・本吉圏	気仙沼市	5	2	1	3	1	0	1	2
	南三陸町	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	2	1	3	1	0	1	2
合計		154	96	27	123	11	15	5	31